

第6号様式別表5の6記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が、法附則第9条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) この明細書の⑧から⑳の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表6（19））に記載した16から29までの各欄（連結法人にあっては法人税の明細書（別表6の2（16））に記載した23から36までの各欄）に記載したところに準じて記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「基準雇用者給与等支給額②」	租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項第1号に掲げる場合（同項第4号に掲げる場合は除きます。）又は第39条の46第11項第1号に掲げる場合（同項第4号に掲げる場合は除きます。）に該当する場合には、「1」と記載します。 なお、この場合には「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄（⑧から⑩の欄）は記載する必要はありません。	
2 「雇用者給与等支給増加割合④」	③の欄の金額を、②の欄の金額で除して計算した数値を記載します。	法附則第9条第13項から第18項までの規定による控除は、④の欄の数値が次に掲げる増加促進割合以上であることが必要です。 (1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度100分の3 (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度100分の4 (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度100分の5
3 「比較雇用者給与等支給額⑤」	⑮の欄の金額を記載します。	法附則第9条第13項から第18項までの規定による控除は、①の欄の金額が⑤の欄の金額以上であることが必要です。
4 「平均給与等支給額⑥」及び「比較平均給与等支給額⑦」	(1) ⑥の欄は、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額及び継続雇用者の数を合計した数によって計算した額を記載します。 (2) ⑦の欄は、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額及び継続雇用者の数を合計した数によって計算した額を記載します。	法附則第9条第13項から第18項までの規定による控除は、⑥の欄の金額が⑦の欄の金額を超えることが必要です。なお、連結申告法人にあっては、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人全体について計算した額のいずれかの場合において要件を満たしていることが必要です。
5 「基準雇用者給与等支給額⑩」	次に掲げる場合に該当する場合は、同欄中「⑨×⑩」とあるのは「⑨×⑩×70/100」として計算した金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の12の4第2項第4号ハに掲げる場合（租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項各号に掲げる場合を除きます。）又は第68条の15の5第2項第4号ハに掲げる場合（租税特別措置法施行令第39条の46第11項各号に掲げる場合を除きます。） (2) 租税特別措置法施行令第27条の12の4第11項第2号に掲げる場合（同項第4号に掲げる場合は除きます。）又は第39条の46第11項第2号に掲げる場合（同項第4号に掲げる場合は	

	除きます。)	
6「雇用者給与等支給額⑯」の「適用年度(イ)」	①の欄の金額を記載します。ただし、連結申告法人にあっては、当該連結申告法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額によって計算した額を記載してください。	
7「雇用者給与等支給額⑯」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」	⑬の欄の金額を記載します。ただし、連結申告法人にあっては、当該連結申告法人の額又は連結親法人の額及びその各連結子法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額によって計算した額を記載してください。	
8「継続雇用者給与等支給額⑰」の「適用年度(イ)」並びに「月別支給対象者の合計数⑱」の「適用年度(イ)」及び「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」	連結申告法人が、⑯の(イ)及び⑰の(ロ)の欄に当該連結申告法人の雇用者給与等支給額を記載した場合にあっては、租税特別措置法施行令第27条の12の4第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、⑰の(イ)及び⑱の(イ)の各欄には「1」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には⑱の(ロ)の欄には「1」と記載します。	
9「⑳又は㉑×75%のうち小さい額㉒」及び「控除額㉓」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
10「①のうち所得等課税事業に係る額㉔」	①のうち法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る額を記載します。	
11「控除額㉕」	<p>(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「非課税事業又は収入金額課税事業」といいます。）とこれらの事業以外の事業（以下「所得等課税事業」といいます。）とを併せて行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉖の欄の金額に㉔の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㉗の欄の金額に㉔の欄の金額を①の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) ㉔の欄の金額の計算が困難であるときは、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉘の欄の金額に㉔の欄の金額を㉘の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 非課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業とを併せて行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ㉙の欄の金額に㉔の欄の金額を㉙の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
12「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉚」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉛」	<p>次に掲げる場合に該当する場合には、㉚の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉛の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。</p> <p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合</p>	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

	<p>(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合</p>	
13「控除額⑬」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 ⑮の欄の金額に、⑭の欄の金額から⑯の欄の金額を控除した額を⑰の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(2) (1)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ⑮の欄の金額に、⑭の欄の金額から⑯の欄の金額を控除した額を⑰の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) その他の法人 ③の欄の金額に、⑭の欄の金額から⑯の欄の金額を控除した額を⑰の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(4) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
14「控除額⑭」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の20第2項に規定する雇用安定控除額がある法人 ③の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) (1)に掲げる法人以外の法人で、非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人 ⑮の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣をした法人 ⑮の欄の金額を記載します。</p> <p>(4) その他の法人 ③の欄の金額を記載します。</p>	